

「学校いじめ防止基本方針」

令和3年（2021年）3月

熊本県立湧心館高等学校 通信制

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1) いじめ問題克服に向けた基本的方向性

本校は単位制通信制課程の高等学校であり、生徒相互の関係が希薄であるためにいじめは起こりにくいと考えがちであるが、一方で年齢だけでなく、考えや価値観、生活実態が多様な生徒が通学しており、このことがかえっていじめにつながりやすいと考えなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめた生徒の健全な成長をも阻害するものである。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行われなければならない。

本校の教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」意識を持ち、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、基本方針のもとそれぞれの役割と責任を持ち、いじめ問題に取り組む。

加えて、学校基本方針が本校の実情に即して機能しているか、必要に応じ点検・見直しを行い、改善を図りながら、いじめ問題克服を目指す。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(3) 教職員の意識

本校の教育活動に携わる教職員は、いじめ防止に向けて「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めていく必要がある。また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであること」さらに「いじめは人間の生命に関わる問題であること」という認識をもつことが大切である。そして、いじめに苦しんでいる生徒のために、いじめの兆候をできるだけ早く察知し、早期解決を心がけなければならない。生徒一人一人を大切にすることや日常的な態度が非常に重要であること、教職員の言動が生徒に大きな影響を持つことを十分認識して日々の教育活動を行わなければならない。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 基本的な考え方

いじめの問題の根本的な解決のためには、未然防止の観点に立った取組を充実することが不可欠である。生命や人権の尊重をはじめ、倫理の成立、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめを許さない、いじめを生まない風土づくりに努めることが重要である。そのためには、全ての生徒の人権が尊重され、それぞれの生徒の自己実現につながるような教育活動が展開されなければならない。

(2) 具体的取組

- ア 教職員がいじめについての共通理解をもつために、「いじめ防止対策推進法」の趣旨と内容および、「学校いじめ防止基本方針」について周知徹底を図る等の研修を行う。
- イ 授業や総合的な探究（学習）の時間を通して、いじめに向かわない態度や能力を育成し、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養い、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ウ 公開授業を積極的に行い、視聴覚教材やICT機器の活用を行い、わかりやすい授業を行なうことにより、生徒の自己肯定感を育む。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することがないように、指導のあり方に細心の注意をはらう。
- オ 担任や関係する教職員による日常的な教育相談や定期的な学校生活アンケートを実施することにより、生徒の思いや実態を職員全体で共有し、生徒一人一人の状況に応じて指導にあたる。
- カ 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員への正しい理解を促進するため、生徒にかかわる研修会や生徒情報交換会、教育相談研修会を実施する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められる。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が気になる状況があれば、小さなことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

(2) いじめ早期発見のための措置

- ア 年2回、いじめに特化したアンケート（無記名）を実施し、生徒全体の状況把握に努める。生徒へアンケートを実施する。なお、過去に対人関係でのトラブルを経験した生徒が多いため、アンケートの内容・回収方法に配慮する。
- イ 保護者アンケート、安心メールを活用し、家庭との連携を図る。
- ウ 全体集会やホームルーム活動を通じて、「相談窓口」の周知徹底を図り、いつでも相談できる態勢を作る。
- エ 「保健だより」「ゆうつう新聞」や三者面談等を通じて、電話を含む保護者からの相談に迅速に対応する。
- オ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、生徒や保護者がいじめに係る相談をしやすい体制をつくる。
- カ いじめ防止等対策委員会において、アンケート結果を分析し、年間3回、学校環境の改善充実について協議し、改善策を提案する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたるのが再発防止に大切なことである。具体的ないじめの事象の中にはいじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。そのため、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援はもちろん、何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

また、心理的・物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化に対応することに努めていかなければならない。

インターネットを利用したいじめについても、学校生活全体における教職員による観察や個人面談、いじめアンケート等を通して情報収集に努め、適切に対応していく。

いじめの認知については、いじめの可能性がある事案についての報告を受け次第、いじめ防止対策等委員会を開きその認知を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に対応する。いじめと疑われる行為を発見した場合にはその場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。このように、いじめの疑いのある事案を把握した時点で、管理職に報告し、管理職が県教育委員会へ第一報を行う。加えて、いじめやいじめの疑いについての教職員の情報共有についても迅速に行い、組織として適切な対応に取り組む。
- イ 教職員は一人で抱え込まず、ただちに担任や年次主任、生徒指導主事に報告し、いじめ防止等対策委員会で情報を共有する。その後はいじめ防止等対策委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行なう。
- ウ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、対応を協議する。
- エ 被害・加害の保護者への連絡については複数の教職員が家庭訪問をする等、丁寧に対応する。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄の警察署と相談し対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察を含めた関係機関（児童相談所、医療機関、法務局等）と連携して対応する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめた生徒の特別指導や出校停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携していじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得る。
- イ 保護者に対しては事実を迅速に伝えるとともに、心情や要望を十分に聴いたうえで、学

校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、みずからの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒がかかえる問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。指導に当たっては複数の教員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。
- イ 保護者に対しては事実を迅速に伝えるとともに、いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめに関わった生徒に対しては、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変革につなげる。
- イ 同調したりはやしたてたりしていた生徒や見て見ぬふりをしていた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤立感・孤独感を深めるものであることを理解させる。
- ウ すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、かならず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ことを生徒に徹底して伝える。

(6) ネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめとは、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどであり、犯罪行為である。

インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、それを印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会で対応を協議し、関係生徒から聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込み等への対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて所轄警察署等外部機関と連携して対応する。

また、情報モラル教育をすすめるため、講演会や授業、総合的な探究(学習)の時間において、情報の受け手として必要な基本的技能の学習や、情報の発信者として必要な知識・能力を身につける機会を設ける。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

なお、いじめが解消したか否かの判断については、いじめ防止等対策委員会でのいじめ解消の2つの要件に関する事実の確認や協議を経て校長が判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相

当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処

次に掲げる場合には、その重大事態に対処し、また同様の事態の発生の防止のために、速やかに組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合であり、迅速に調査に着手することが必要である。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称：「いじめ防止等対策委員会」

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。

イ いじめの相談・通報の窓口。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。

エ いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施。

オ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。

イ 客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。

ウ 当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的として調査を行う。